

お客さま各位

甲府信用金庫

**「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた
預金規定改正のお知らせ**

当金庫は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、以下の規定を令和 2 年 1 月 6 日より改正いたします。

規定改正後は、お取引の内容や状況等に応じて、お取引の目的やお客さまに関する情報等をご確認させていただく場合がございます。その際、各種確認資料等のご提示をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、当金庫が求める情報や資料のご提出について適切にご対応いただけない場合は、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございます。

なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

1. 改正する預金規定

・当座預金規定書	・定期預金規定集（通帳式）
・普通預金・無利息型普通預金規定	・期日指定定期預金規定（非自動継続型・自動継続型）
・総合口座取引規定	・自由金利型定期預金[M型]規定（スーパー定期）（非自動継続型・自動継続型）（証書式）
・貯蓄預金規定	・自由金利型定期預金規定（大口定期）（非自動継続型・自動継続型）（証書式）
・納税準備預金規定	・変動金利定期預金規定（非自動継続型・自動継続型）（証書式）
・通知預金規定	・新型複利定期預金規定（非自動継続型・自動継続型）（証書式）
・定期積金（スーパー定積）規定	・外貨普通預金規定
・財形預金規定	・外貨定期預金規定

2. 改正日

令和 2 年 1 月 6 日（月）

3. 改正内容（例：普通預金・無利息型普通預金規定）

以下の条項を新設・追加します。（下線が対象箇所）

なお、普通預金規定以外の規定についても、同様の改正を行います。

（1）「取引の制限等」の条項を新設

○（取引の制限等）

（1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（3）前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

（2）「解約・取引の停止等」の条項に追加

○（解約・取引の停止等）

（1）省略

（2）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が前記 11. に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ この預金口座の名義人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき

⑤ この預金口座の名義人が支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があった場合

⑥ この預金口座の名義人が解散した場合

⑦ この預金口座の名義人の所在が不明となった場合

⑧ この預金口座の名義人が当金庫に対する債務（保証含む）を履行せず、当金庫から当該預金が相殺された場合

⑨ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑩ 上記①から⑨の他、預金の解約を必要とする相当の事由が生じた場合

（3）～（6）省略

以上